|  |  |
| --- | --- |
| １２月教育委員会議　指導助言事項　取組みの重点 | |
| 平成３０年度　指導助言事項（案） | 平成２９年度指導助言事項 |
| **重点１　小中学校の教育力の充実**  （１）【学習指導要領の確実な実施】　 　新学習指導要領を見据え、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養うことが重要である。  ア　社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、地域や学校、児童・生徒の  実態等を十分考慮し、学校の教育目標を設定、社会と共有するよう指  導すること。  イ　設定した目標の実現をめざして、学校が社会と共有・連携しながら  適切な教育課程を編成し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実  施するよう指導すること。  ウ　新学習指導要領の全面実施に向けた移行措置の趣旨や内容等を各  学校が十分理解するとともに、確実に実施するよう指導すること。  エ　先行する特別教科化など道徳教育の充実を図るよう指導すること。 | **重点１　小中学校の教育力の充実**  （１）【学習指導要領の確実な実施】 　学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが重要である。   ア　地域や学校、児童・生徒の実態等を十分考慮し、学校の教育目標を  設定するよう指導すること。  イ　設定した目標の実現をめざして、適切な教育課程を編成し、創意工  夫を生かした特色ある教育活動を実施するよう指導すること。  ウ　次期学習指導要領の趣旨や内容等を十分理解するとともに、円滑な  実施に向けた取組みを進めるよう指導・助言すること。 |
| （２）【学力向上の取組みの充実】  各学校において、これまでの学力向上の取組みの成果を踏まえ、組織体制を有効に機能させ、ＰＤＣＡサイクルに基づいた取組みを充実し、「確かな学力」の育成を図ることが重要である。  ア　確かな学力の育成に当たっては、その目標を実現できるよう指導計  画を立てて取組み、学力や学習状況に関する調査の結果を活用するな  ど、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握、分析し、その成果と課題  に即した取組みを着実に進めるよう指導すること。  イ　学習指導に当たっては、児童・生徒の習熟の程度に応じた指導を推進するなど、学校全体で指導形態や指導体制を工夫し、個に応じた指導を一層充実するよう指導すること。また、すべての学習の基盤となる「言語能力」の育成の充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」  の実現に向けた授業改善を行うよう指導すること。  ウ　府教育委員会が提供している学習教材の活用や、10分程度の短い  時間（モジュール）を活用した反復学習等にも積極的に取り組むよう  指導すること。 | （２）【学力向上の取組みの充実】  　学力・学習状況調査等の結果を分析し、引き続き「確かな学力」の育成に取り組むことが重要である。  ア 確かな学力の育成に当たっては、その目標を実現できるよう指導計  画を立て、学力や学習状況に関する調査の結果を活用するなど、児  童・生徒の学習の状況を詳細に把握し、その成果と課題に即した取組  みを着実に進めることで、ＰＤＣＡサイクルを確実に機能させるよう  指導すること。その際、校内会議や研修等を計画的に開催するなど、  組織体制を有効に機能させるよう指導すること。  イ　学習指導に当たっては、児童・生徒の習熟の程度に応じた指導を推  進するなど、指導形態や指導体制を工夫し、個に応じた指導を一層充  実するとともに、落ち着いた学習環境の醸成に向け、学校全体で学習  規律の確立に努めるよう指導すること。  ウ　府教育委員会が提供している学習教材の活用や、10分程度の短　い時間（モジュール）を活用した反復学習等にも積極的に取り組むよう  指導すること。 |
| （３）【英語教育の充実】  　義務教育終了段階で、簡単な情報や考えなどについて、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる児童・生徒の育成をめざすことが重要である。  ア　新学習指導要領の全面実施に向け、各校が移行措置の趣旨や内容等  を十分理解した上で、確実に実施するよう、指導すること。  イ　小学校では、綴り字と音の関連に関する指導方法（フォニックス等）を取り入れるなど、外国語（英語）の音声やリズムなどに慣れ親しませる活動をさらに充実し、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するよう指導すること。 　中学年では外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うよう指導すること。 　また、高学年では、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」  「書くこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うよう指導すること。  ウ　中学校では、小学校の内容を踏まえた上で、「聞くこと」「話すこと」  「読むこと」「書くこと」の４技能をバランスよく指導するとともに、  実際に活用する場面を設定するなど言語活動の充実や指導方法の工  夫改善に積極的に取り組むことで、コミュニケーション能力を養うよ  う指導すること。  エ　中学校区で一貫性のある学習到達目標を作成し、学校間の交流や効  果的な研修に努め、英語教育の充実を図るよう指導すること。 | （３）【英語教育の充実】  義務教育終了段階で、身近な事柄について、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる児童・生徒の育成をめざすことが重要である。  ア　小学校の外国語活動では、綴り字と音の関連に関する指導方法（フ  ォニックス等）を取り入れるなど、外国語の音声やリズムなどに慣れ  親しませる活動を更に充実し、積極的にコミュニケーションを図ろう  とする態度を育成するよう指導すること。  イ　中学校の外国語（英語）では、小学校における外国語活動の内容を  踏まえた上で、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の４  つの領域をバランスよく指導するとともに、学んだ英語を実際に活用  する場面を設定するなど言語活動の充実や指導方法の工夫改善に積  極的に取り組むことで、コミュニケーション能力の基礎を養うよう指  導すること。  ウ　中学校区で一貫性のある学習到達目標を作成し、学校間の交流や効果的な研修に努め、英語教育の充実を図るよう指導すること。 |
| **重点２　障がいのある子どもの自立支援**  （５）【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】  　発達障がいを含む障がいのある全ての子ども一人ひとりの自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。  ア　全教職員が、支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、支援教育に対する専門性を高め、学校全体の取組みを充実していくこと。  イ　通常の学級においても、必要に応じ、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用し、一貫した支援を行うとともに、確実な引継ぎを進めること。  ウ　新学習指導要領を見据え、児童・生徒の障がいの状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における教育課程の編成について、一層の充実を図ること。 | **重点２　障がいのある子どもの自立支援**  （５）【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】  　発達障がいを含む障がいのある全ての子ども一人ひとりの自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。  ア　全教職員が、支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、支援教育に対する専門性を高め、学校全体の取組みを充実していくこと。  イ　「個別の教育支援計画」の作成・活用等を通して、一貫した支援を行うとともに、確実な引継ぎを進めること。 |
| **重点３　豊かでたくましい人間性のはぐくみ**  （６）【心の教育の充実】  　児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通した道徳教育の充実と児童・生徒の主体的な活動への支援を図ることが必要である。  ア 人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他人を思いやる心、規範意識、公共の精神、社会の形成に参画する態度などを養う取組みを進めるよう指導すること。取組みに当たっては、他者との対話の中で、多様な価値観にふれながら、自ら考え、より良い方向をめざす資質・能力を育むよう指導すること。  イ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献する態度を養うなど、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を育てる取組みを進めるよう指導すること。  ウ　小学校では、新学習指導要領「特別の教科　道徳」（以下「道徳科」という）の趣旨や内容等を十分に理解した上で実施するよう指導すること。また、中学校では、「道徳科」の全面実施に向けた、取組みを進めるよう指導すること。 | **重点３　豊かでたくましい人間性のはぐくみ**  （６）【心の教育の充実】  　児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通した道徳教育の充実と児童・生徒の主体的な活動への支援を図ることが必要である。  ア 人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他人を思いやる心、規範意識、公共の精神、社会の形成に参画する態度などを養う取組みを進めるよう指導すること。取組みに当たっては、他者との対話の中で、多様な価値観にふれながら、自ら考え、より良い方向をめざす資質・能力を育むよう指導すること。  イ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献する態度を養うなど、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を育てる取組みを進めるよう指導すること。  ウ　「特別の教科　道徳」の全面実施に向けた取組みを進めるよう指導・助言すること。 |
| （７）【人権尊重の教育の推進】  　様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科・道徳科・特別活動及び総合的な学習の時間や教科外活動等において、人権教育を計画的・総合的に推進することが必要である。  ア　人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。  イ　児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。  ウ　支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の視点に立って、各学校が、関係機関や専門家とも連携し、組織的に対応するよう指導すること。  エ　全ての教職員が自らの人権意識を絶えず見つめ直しつつ、教育活動を行うよう指導すること。とりわけ、教職経験年数の少ない教職員に人権教育の成果を継承できるよう研修に努めること。 | （７）【人権尊重の教育の推進】  　様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科・道徳・特別活動及び総合的な学習の時間や教科外活動等において、人権教育を計画的・総合的に推進することが必要である。  ア　人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。  イ　児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。  ウ　支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の視点に立って、各学校が、関係機関や専門家とも連携し、組織的に対応するよう指導すること。  エ　全ての教職員が自らの人権意識を絶えず見つめ直しつつ、教育活動を行うよう指導すること。とりわけ、教職経験年数の少ない教職員に人権教育の成果を継承できるよう研修に努めること。 |
| （９）【いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校への取組みの推進】  いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校に対して、スクールカウンセラー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制を整え、児童・生徒理解に基づいて組織的な対応を行うとともに必要に応じて、すべての児童・生徒の成長を促す指導を推進することが重要である。  (問題行動への対応） ア　全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく、一致協力した生徒指導体制を築くよう指導すること。  イ　暴力行為に対しては、毅然とした指導を行うとともに、状況に応じて、校種間及び子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関等とのネットワークのもと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や地域人材等外部人材の活用によるチーム支援の観点も踏まえた取組みを推進するよう指導すること。その際、児童・生徒を取り巻く環境の改善に向け、市町村の福祉部局との連携を図るなど福祉的視点を踏まえた取組みを進めるよう指導すること。  ウ　日々の取組みにおいて、全ての児童・生徒のきまりを守る等の規範意識や自他共に認め合える人権感覚等、社会的資質を高めるよう指導するとともに、適切な人間関係づくりや集団作りを行うなど、問題行動の未然防止に努めること。 | （９）【いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校への取組みの推進】  　いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校に対して、校内の生徒指導体制を整え、児童・生徒理解に基づきすべての教職員が情報を共有し、専門家等を活用するなどチームとしての組織的な対応を行うとともに、必要に応じて、関係機関との連携を図ることが重要である。また、すべての児童・生徒の成長を促す指導を推進することが重要である。  (問題行動への対応） ア　全教職員が児童・生徒との信頼関係を築くとともに、一致協力した生徒指導体制のもと、児童・生徒の自己指導能力の育成を図る取組みを進めるよう指導すること。  イ　「５つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」の積極的な活用により、問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ、加害者への早期の指導や被害の拡大の未然防止等の対応を図るよう指導すること。  ウ　児童・生徒を取り巻く環境の改善に向け、市町村の福祉部局や地域人材との連携を図るなど福祉的視点を踏まえた取組みを進めるよう指導すること。  エ　暴力行為の減少には、毅然とした生徒指導を行うとともに、児童・生徒の規範意識の向上を図る取組みや、状況に応じて、校種間及び子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関等とのネットワークのもと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や地域人材等外部人材の活用によるチーム支援の観点も踏まえた取組みを推進するよう指導すること。  オ　日々の取組みにおいて、全ての児童・生徒のきまりを守る等の規範意識や自他共に認め合える人権感覚等、社会的資質を高めるよう指導すること。 |
| （いじめの防止） ア　いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、児童・生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組むこと。また、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で取り組むよう指導すること。  イ　相談窓口の設置等、児童・生徒が相談しやすい体制を構築し、その周知を図るよう指導すること。  ウ　生起したいじめに対しては、担任等が一人で抱え込まず組織で情報を共有するとともに、事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応するよう指導すること。 | （いじめの防止） ア　いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、児童・生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で取り組むよう指導すること。  イ　「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、生起したいじめに対しては、事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応するよう指導すること。また、再発防止に努めるよう指導すること。  ウ　深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については府教育委員会へ速やかに報告すること。 |
| エ　深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については府教育庁へ速やかに報告すること。  オ　障がいのある児童・生徒に対するいじめ等の人権侵害事象が生起していることを踏まえ、人権教育を基盤として、障がい者理解教育、支援教育等の活動が、障がいのある児童・生徒をはじめ、全ての児童・生徒の信頼関係を育む取組みとなっているか点検するよう指導すること。 | エ　障がいのある児童・生徒に対するいじめ等の人権侵害事象が生起していることを踏まえ、人権教育を基盤として、障がい者理解教育、支援教育等の活動が、障がいのある児童・生徒をはじめ、全ての児童・生徒の信頼関係を育む取組みとなっているか点検するよう指導すること。オ　相談窓口の設置等、児童・生徒が相談しやすい体制を構築し、その周知を図るとともに、児童・生徒自らいじめを乗り越える力を引き出すこと（エンパワメント）と集団づくりに努めるよう指導すること。カ　近年、増加傾向にある携帯電話等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うよう指導するとともに、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応すること。 |
| （不登校児童・生徒への支援） ア　日々の学校生活において、児童・生徒が主体的に取組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる場所を提供する取組みを推進するよう指導すること。  イ　不登校が長期化している児童・生徒への支援とともに、その兆しの見られる児童・生徒に対する早期発見、早期対応に努めること。その際、スクールカウンセラー等を活用し、相談体制の充実を図るとともに、継続的な支援を推進するよう指導すること。また、児童・生徒を取り巻く環境の改善に支援が必要な場合等は、スクールソーシャルワーカー等を活用し、福祉機関等との連携を図るよう指導すること。  ウ　小学校における不登校児童の増加や中学１年時に不登校生徒が増加する傾向が続いていることから、小学校段階から不登校やその兆しがある児童については専門人材等を活用するなど支援体制を構築し、中学校入学段階での小中連携を積極的に進めるよう指導すること。 | （不登校児童・生徒への支援） ア　不登校が長期化している児童・生徒への支援とともに、未然防止、早期発見、早期対応に努めること。その際、スクールカウンセラー等を活用し、相談体制の充実を図るとともに、継続的な支援を推進するよう指導すること。とりわけ、中学校１年生で増加する不登校の未然防止に努めるとともに、中学校３年時に長期にわたり不登校状態にある生徒の主体的な進路選択への支援に努めるよう指導すること。  イ　児童・生徒を取り巻く環境の改善に支援が必要な場合等は、スクールソーシャルワーカー等を活用し、福祉機関等との連携を図るよう指導すること。  ウ　日々の学校生活において、児童・生徒が主体的に取組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる場所を提供する取組みを推進するよう指導すること。 |
| **重点4　健やかな体のはぐくみ**  （１０）【体力づくりの取組み】  　子どもの体力・運動能力は改善傾向にあるものの、依然として下位段階にある児童・生徒の割合が高い状況にあり、引き続き体力向上に向けた取組みを進める必要がある。  ア　学校における体育活動を活性化する取組みや地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすことにより、児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを図るよう指導すること。 | **重点4　健やかな体のはぐくみ**  （１０）【体力づくりの取組み】  　子どもの体力・運動能力は改善傾向にあるものの依然として低水準にある。  ア　学校における体育活動を活性化する取組みや地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすことにより、児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを図るよう指導すること。 |
| **重点５　教員の資質向上**  （１１）【教職員の組織的・継続的な人材育成】  管理職が自らの資質能力の向上を図りながら、今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図る必要がある。  ア　「校長及び教員の資質向上に関する指標」及び『研修計画』に基づき、初任期からミドルリーダー・次代の管理職に至るまで、系統的に育成すること。  イ　生徒指導、授業づくりなど校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭を活用した、日常的なＯＪＴの推進に努めること。  ウ　首席・指導教諭等については、学校や地域の実情に応じて配置の拡  充に努めるとともに、その有効活用を図ること。  エ　「小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修」等の府教育センターの研修を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を  積ませるなど、次代の管理職の養成に努めること。 | **重点５　教員の資質向上**  （１１）【教職員の組織的・継続的な人材育成】  管理職が自らの資質能力の向上を図りながら、今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成を図るとともに、次代の管理職の養成を進めることが必要である。  ア　多くの教職員が退職・採用される状況のもと、校外研修で学んだ理論を校内で系統的・計画的に実践するなど、日常的なＯＪＴの推進に努めること。  イ　「ＯＳＡＫＡ教職スタンダード」「スクールリーダースタンダード」  を参考に、初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教職員の資  質・能力の向上を図るとともに、首席・指導教諭等を軸に学校運営の  中心となるミドルリーダーの育成に努めること。 　　 ウ　首席・指導教諭等については、学校や地域の実情に応じて配置の拡  充に努めるとともに、その有効活用を図ること。  エ　「小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修」等の府教育セ  ンターの研修を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を  積ませるなど、次代の管理職の養成に努めること。 |
| （１２）【体罰・セクハラ防止の取組み】  　体罰、セクシュアル・ハラスメントは、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、学校及び市町村教育委員会でその防止に計画的に取り組む必要がある。  ア　正しい子ども理解と信頼関係に基づく指導を行うため、教職員に対  して府教育委員会が作成した資料等を活用した校外研修や校内研修  を実施し、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成  すること。  イ　校内に相談窓口を設置するとともに、あわせて様々な相談窓口につ  いて、児童・生徒や保護者に対し、その周知を行うよう指導すること。 | （１２）【体罰防止の取組み】  　体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、学校及び市町村教育委員会でその防止に計画的に取り組む必要がある。  ア　正しい子ども理解と信頼関係に基づく指導を行うため、府教育委員  会が作成した資料等を活用した校外研修や校内研修を実施し、体罰を  許さない指導体制を確立するよう指導すること。  イ　校内に相談窓口を設置するとともに、あわせて様々な相談窓口について、児童・生徒や保護者に対し、その周知を行うよう指導すること。 |
| （１４）【働き方改革】  　市町村教育委員会において、各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みの促進や、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進するなど、教職員の「働き方改革」に取組むことが重要である。 　 ア　長時間勤務の縮減に向けて、定時退庁に努めるとともに遅くとも午  後７時までに全員退庁するものとする「全校一斉退庁日」の少なくと  も週1回の設定、及びノークラブデー（部活動休養日）の明確化をす  るといった府立学校における取組みなどを参考に適切に対応するこ  と。 | （１４）【教員の長時間勤務の縮減】  　教職員についても「働き方改革」や健康管理の観点から、長時間勤務の一層の縮減を図る必要がある。市町村教育委員会においても、各校の特色や状況に応じた縮減に向けた取組みの促進や、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進することが重要である。 ア　長時間勤務の縮減に向けて、定時退庁に努めるとともに遅くとも午  後７時までに全員退庁するものとする「全校一斉退庁日」の少なくとも週1回の設定、及びノークラブデー（部活動休養日）の明確化をするといった府立学校における取組みなどを参考に適切に対応すること。 |
| **重点７　安全で安心な学びの場づくり**  （１６）【子どもたちの生命身体を守る取組み】  　子どもたちが被害者・加害者となる事件・事故、自殺などの未然防止に向けた適切な対策を講ずるとともに、自他の生命を大切にする心を育むための総合的な取組みが重要である。   （生命尊重の取組み） ア　あらゆる教育活動を通じて、幼児・児童・生徒相互が気持ちを伝え  合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、「命を大切に  する心」や自尊感情を育てる人権教育について、計画的・総合的に取  り組むよう指導すること。  イ　幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面も含めた生活全般につい  て状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むよう指導する  こと。  （学校安全の取組み） ア　地域で子どもたちを守るという視点から「子どもの安全見守り隊」  等の地域の学校安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒  の安全確保についてきめ細かな対応を行うとともに、発達段階に合わ  せて、自ら自分の身を守る力を育成するよう指導すること。  イ　登下校時の通学路については、通学路における緊急合同点検（平成  24年実施）の結果を踏まえ、地元警察、道路管理者等関係機関と連  携し、危険個所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確  保を図るよう努めること。  （児童虐待防止の取組み） ア　教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐  待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃  から十分注意を払うとともに、スクールソーシャルワーカー等の専門  家と連携し、早期発見、早期対応に努めるよう指導すること。  イ　早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対して、定  期的な安全確認を行うこと。とりわけ、児童虐待を受けた、またはそ  の疑いがあると思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても  速やかに子ども家庭センター又は市町村児童虐待担当課等へ通告し、  継続的に支援するよう指導すること。 | **重点７　安全で安心な学びの場づくり**  （１６）【子どもたちの生命身体を守る取組み】  　全国的に児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪、及び幼児・児童・生徒が被害者となる事件・事故等、重篤な事象が生起していることから、それらの防止に向けた適切な対策を講ずることが必要である。あわせて、自他の生命を大切にする心を育むための総合的な取組みが重要である。 （生命尊重の取組み） ア　あらゆる教育活動を通じて、幼児・児童・生徒相互が気持ちを伝え  合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、「命を大切に  する心」や自尊感情を育てる人権教育について、計画的・総合的に取  り組むよう指導すること。  イ　幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面も含めた生活全般につい  て状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むよう指導する  こと。  （学校安全の取組み） ア　「子どもの安全見守り隊」等の地域の学校安全ボランティアと連携  するなど、地域で子どもたちを守るという視点から幼児・児童・生徒  の安全確保についてきめ細かな対応を行うよう指導すること。  イ　登下校時の通学路については、通学路における緊急合同点検（平成24年実施）の結果を踏まえ、地元警察、道路管理者等関係機関と連  携し、危険個所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確  保を図るよう努めること。   （児童虐待防止の取組み） ア　教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐  待に対する認識を深め、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見、早期対応に努めるよう指導すること。  イ　早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。とりわけ、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市町村児童虐待担当課等へ通告し、継続的に支援するよう指導すること。 |
|
| **重点８　地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援**　（１９）【家庭教育支援の充実】  家庭教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、全ての保護者や児童・生徒が家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整えることが必要である。  ア　保護者のエンパワメントを図るとともに、家庭と地域のつながりづ  くりを進めるため、家庭教育に関する啓発や学習機会の提供、孤立し  がちな保護者への支援等により、「子どもの学び・育ちの原点」であ  る家庭の教育力の向上に努めること。 | **重点８　地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援**　（１９）【家庭教育支援の充実】  　家庭教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、全ての保護者や児童・生徒が家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整えることが必要である。  ア　保護者のエンパワメントを図るとともに、身近な地域において家庭  教育を支えるネットワークの構築を促進するため、家庭教育に関する  啓発や学習機会の提供、孤立しがちな保護者への支援等により、「子  どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力の向上に努めること。 |
| （２０）【幼児期の教育の推進】 　幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うことであり、幼稚園教育要領で示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して取り組むことが重要である。  ア　幼児教育推進のための協議会等の設置により関係部局等との連携  を図り、幼児教育計画等のプログラムの策定や見直しを行うととも  に、幼稚園、保育所、認定こども園と学校との連携や、家庭、地域と  の協働による総合的な幼児教育の質の向上を図るなど、地域の実  情に応じた具体的な取組みを行うよう指導すること。  イ　小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創  造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うよう指導すること。   ウ　府が認定した幼児教育アドバイザーを活用し、園内研修等の活性化  を図り、人材の育成に努めること。 | （２０）【幼児教育の推進】 　幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。   ア　幼児期から児童期、青年期へと続く子どもの発達を見通し、子ども  の生きる力の基礎を培うため、幼稚園、保育所、認定こども園と学校  との連携や、家庭、地域との協働による総合的な幼児教育の充実を図  ること。   イ　幼児教育推進のための協議会等の設置により関係部局等との連携  を図り、幼児教育のプログラムの策定や見直しを行うなど、地域の実  情に応じた具体的な取組みを行うよう指導すること。  ウ　次期幼稚園教育要領の全面実施に向け、その趣旨や内容等を十分理  解するとともに、円滑な実施に向けた取組みを進めるよう指導・助言  すること。 |